

## <平成 27 年度事業報告>

一般財団法人 ゴム産業会館

日本のゴム産業を魅力あるものとし、ゴム産業が発展していく為に、ゴム産業会館の果たす役割として下記の事業を企画し、より充実したとりくみを進めてまいりました。

1. ゴム産業の安全衛生に等に関する調査研究及び情報提供  
ゴム産業労働者の労働安全衛生について、下記「ゴム産業の労働災害調査」のまとめを公表（ホームページ等で）し、加盟単組・関係団体と連携を図りました。  
◆ ゴム産業における休業災害発生要因とその対策内容の情報提供事業
2. 労働関係等の法律相談  
ゴム産業会館顧問弁護士による「法律相談」を労働者や経営者双方を対象に受け付けを行いました。（事務局問合せ 4 件）
3. 会館施設の賃貸等の事業  
・一般財団法人としての会館事業活動を充実した内容で推進していくため、下記対応を行い財政基盤の安定化を図りました。  
    ◆ 1・2 階の事務所の賃貸：3 件  
    ◆ 駐車場の貸し出し：4～6 月 7 台、7 月～3 月 6 台  
・ゴム産業関係者ならびに労働組合、近隣の住民などを対象にゴム産業会館の会議室貸出しをホームページ等で PR し利用促進を推進してまいりました。  
    貸出実績：ゴム連合本部：5 4 回  
                ゴム連合加盟単組・組織：1 2 回  
                他団体：1 回  
                計 5 団体 6 7 回
4. 会館施設の補修・修繕  
・8/25 会館駐車場に陥没発生（直径 1.2m 深さ 2m）。  
    →原因調査（古井戸跡）の上修繕を行った。  
・その他、日常修繕の実施。
5. 財政の健全な運営  
・過去の不祥事を反省し、財政管理において起案書による支出伺い。また、毎月会計帳簿の確認を実施。  
    \* 中間会計監査を 2015 年 12 月 1 日（火）に実施。  
    \* 期末会計監査を 2016 年 5 月 10 日（火）に実施。

6. 平成27年度理事会、評議員会の開催

● 理事会

第1回理事会：2015年5月25日（月）

第2回理事会：2015年11月20日（金）

第3回理事会：2016年3月8日（火）

● 評議員会

第1回評議員会：2015年5月26日（火）

第2回評議員会：2015年11月20日（金）

第3回評議員会：2016年3月8日（火）

以 上

## ゴム産業会館文書保存期間について

ゴム産業会館の文書を適切に保存し、整理・廃棄するため、下記の通り一覧を作成し、これに基づき管理することとします。

なお、この一覧にないものは、文書の性格に基づいて一覧に準じて判断することとします。

### <一般財団法人ゴム産業会館 文書の保存期間一覧>

#### 1. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律によるもの

文書名	根拠条文	起算日	保存期間
① 理事会の議事録	第97条	理事会の日	10年間
② 会計帳簿	第120条	会計閉鎖 <sup>*1</sup> の時から	10年間
③ 計算書類等	第123条4	計算書類 <sup>*2</sup> 作成の日から	10年間
④ 評議員会議事録	第193条2	評議員会の日から	10年間

\*1当該年度会計を締め切った日

\*2貸借対照表及び正味財産増減計算書及びその附属明細書

#### 2. 法令によるものではないが、文書の性格上永久保存が必要と考えられるもの

文書名	根拠条文	起算日	保存期間
⑤ 定款	-	-	永久
⑥ 官公庁への提出文書、官公署からの認可・許可書、通達など	-	-	永久

#### 3. その他

文書名	根拠条文	起算日	保存期間
⑦ 契約 <sup>*3</sup> 書類	-	契約終了の日の属する年度の会計閉鎖の時から	10年間

\*3借入金返済契約書、駐車場・事務所賃貸契約書等

### 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

#### 第九十七条

理事会設置一般社団法人は、理事会の日（前条の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む。）から**十年間**、第九十五条第三項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

#### 第二百十条

一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。  
2 一般財団法人は、会計帳簿の閉鎖の時から**十年間**、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

#### 第二百十三条

一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。  
2 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。  
3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。  
4 一般社団法人は、計算書類を作成した時から**十年間**、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

#### 第二百九十三条

評議員会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。  
2 一般財団法人は、評議員会の日から**十年間**、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。  
3 一般財団法人は、評議員会の日から**五年間**、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であって、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。

#### 第二百九十四条

理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。  
2 一般財団法人は、前項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から**十年間**、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。